

AI 等先端技術を活用した受入環境高度化支援事業実施要綱

6 産 労 観 受 第 12 号

令 和 6 年 4 月 22 日

7 産 労 観 受 第 10 号

令 和 7 年 4 月 10 日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が観光地の高付加価値化を一層促進するため、エリア単位で複数の観光関連事業者等が連携し AI 等の先端技術の実装を図る取組を支援する「AI 等先端技術を活用した受入環境高度化支援事業」（以下「本事業」という。）に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本事業における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1)「事業者」とは企業等とし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に定める「会社」、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 3 条第 2 項に定める「特例有限会社」及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 22 条又は第 163 条の規定により成立した法人等とする。
- (2)「地域グループ」とは 2 以上の事業者から構成される企業等のグループをいう。

(支援の対象者)

第3条 本事業において支援の対象とする者は、以下に定める要件を全て満たす事業者から構成され、観光振興に向け共同して取組を行う地域グループとする。

- (1) 東京都内に登記簿上の本店又は支店を有すること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 6 項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」、同条第 11 項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (3) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。
- (4) 同一テーマ・内容で、東京都政策連携団体、国、都道府県、区市町村等から補助を受けていないこと。ただし、他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りではない。

- (5) 東京都政策連携団体、国、都道府県、区市町村等からの補助事業の交付決定取消等を受けていない、又法令違反等不正の事故を起こしていないこと。

(支援の対象事業)

- 第4条 支援の対象となる事業は、前条に定める地域グループが、構成員事業者の連携により、エリア単位で観光地の高付加価値化に資する AI 等先端技術の実装を図る取組とする。
- 2 前項の事業に対する支援期間は、交付決定の日から1年以内に実施完了した事業とする。
- 3 知事は、前項に定める対象事業について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内において経費の補助を行う。

(実施体制)

- 第5条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）及び都は、令和4年3月11日付3産労観受第2419号「観光産業の活性化推進事業実施要綱」（以下「観光産業実施要綱」という。）第3条に基づき、本事業を実施する。
- 2 本事業について、都は、支援対象者の公募、審査及び決定を行い、財団は、都が支援対象者として決定した地域グループへの支援を行う。

(公募)

- 第6条 知事は、本事業の支援の対象となる事業者等を公募する。
- 2 前項の公募に応じる申請者は、別に定める事業の概要等を記載し書面（以下「事業計画書」という。）を東京都に提出するものとする。

(審査)

- 第7条 知事は、前条による事業計画書の提出があった中から、別に定める審査会による審査に諮った上、適正と認められる事業を提案した申請者を支援の対象として決定する。
- 2 知事は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 その他審査及び決定に必要な事項は、別に定める。

(補助)

- 第8条 知事は、前条による事業計画書の提出があった中から、別に定める審査会において審査に諮った上、適正と認められる事業を提案した申請者を支援対象者として決定する。
- 2 支援対象者選定後、財団は、観光産業実施要綱別表(13)の定めに従い、本事業を実施する。
- 3 その他審査及び決定に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。